

## 平成 24 年度 滋賀県防災会議 議事概要

開催日時	平成 25 年(2013 年)3 月 18 日(月) 13 時 30 分～15 時
場 所	大津市京町四丁目 1 番 1 号 滋賀県庁 新館 7 階大会議室
参加機関	別添資料のとおり・・・「配席図参照」
議 題	滋賀県地域防災計画(風水害等対策編、震災対策編、事故災害対策編、原子力災害対策編)の修正について
報告事項	(1) 滋賀県環境放射線モニタリングポストについて (2) 滋賀県危機管理センターについて (3) 滋賀県地震被害想定調査について (4) 平成 25 年度近畿府県合同防災訓練について
資 料	資料 1 災害対策基本法の改正(H24.6.27)の概要について 資料 2 滋賀県地域防災計画修正案の概要 資料 3 滋賀県地域防災計画(風水害等対策編)案 資料 4 滋賀県地域防災計画(震災対策編)案 資料 5 滋賀県地域防災計画(事故災害対策編)案 資料 6 滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)案 資料 7 報告事項資料

### 概 要

#### 1. 会長あいさつ

##### 嘉田由紀子 滋賀県知事

あらためまして、皆さん、こんにちは。

委員の皆様には、3 月 18 日、年度末大変押し迫ったところ、ご多忙のところ、滋賀県防災会議に御参加いただきまして、ありがとうございます。会議の開催にあたりまして、一言御挨拶と併せまして、言わば提案説明に近いことの状況説明をさせていただきます。少しお時間の方をいただきます。

まず、1 週間前の 3 月 11 日、東日本大震災の発生からまる 2 年を迎えました。今もなお、被災地では、被災がれきの処分や復旧のための“除染対策”あるいは“街づくり”など、復興に向けての大きな課題が山積をしております。本県からも、被災地等に 12 名の職員を派遣しておりまして、復興に向けたお手伝いをさせていただいておりますが、この先の道のりは、まだまだ長いものと考えております。

また、いまだに約 32 万人もの方が全国各地で避難生活を送っておられます。被災された皆様におかれましては、今後に向けてのご苦労や不安が絶えない中での避難生活でありまして、その中心いかばかりがお察し申し上げます。その一方で、私ども行政といたしましては、まず、時の経過に伴って、不慮の災害への備えが徐々に手薄になってはいないかとか、東日本大震災からまる 2 年というこの機会に、改めて意識を高めることが必要ではないかと考えております。そういう中で先日、3 月の月初めにあたりまして、私も全庁放送で、職員に向けて、その旨改めて要請をいたしました。

さて、昨年 6 月には、災害対策基本法が改正をされまして、東日本大震災から得られた教訓を今

後に生かして、災害対策の強化を図るため、3点のポイントが出されております。まず1点目ですが、大規模広範な災害に対する即応力を強化することでございます。また2点目は、大規模広域広範な災害時における被災者対応の改善でございます。被災者の視点で被害を最小化するというポイントです。そして3点目は、実は災害の記憶あるいは記録は、各地に伝承されております。このような伝承を基にしながら、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上などについてが定められております。さらに、9月には、災害対策基本法の改正、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告を踏まえまして、大規模広域災害への対策の強化について、また、原子力規制委員会設置法等の制定を踏まえた原子力災害対策の強化について、防災基本計画の修正が行われました。このような中で本県におきましても、この間、県をあげて、東日本大震災を教訓とした災害対策の見直しに取り組んでまいりました。

本日の防災会議におきましては、滋賀県地域防災計画の修正案についての御審議をお願いしたいと思います。これは、国による災害対策基本法や防災基本計画の修正と併せて、東日本大震災以降、県として検討や取り組みを進めてきた内容を反映させていただくものでございます。

このうち、風水害等対策編、震災対策編、また事故災害対策編につきましては、大きくわけて、7点の追加、修正をさせていただいております。まず1点目は、救援物資の効率的な供給体制の構築でございます。2点目は、広域避難に係る仕組み、避難者への支援体制づくりです。そして3点目は、災害時要援護者対策の強化、でございます。そして4点目が、県の災害対応体制、県としての強化でございます。また5点目が災害ボランティアへの対応、6点目は防災活動や地域防災計画の策定への女性の視点を反映させるという点でございます。そして最後7点目が、災害警備活動の充実強化でございます。これら7項目につきましては、東日本大震災の教訓を県としてもしっかり受け止めさせていただきたいという項目でございます。

また、原子力災害対策編についてでございますけれども、これに関しましては、この機会に、これまでの動きなどにつきまして、もう少し詳しくお話をさせていただきたいと思っております。

まず、東日本大震災における福島第一原発事故の厳しい現実、ひとたび原発事故が起きますと、地域に、また家族に、人々に取り返しのつかない大きな影響を与えることを、私たちに教えてくれました。福島第一原発は、首都圏の水源である利根川水系や多摩川水系から200km近く離れておりまして、これがもしもっと近ければ水源が汚染されていたかもしれません。そうなれば、首都圏の人たちの水、あるいは生活や経済活動はどうなっていたでしょうか。

一方、近畿圏1,450万人の命の水源であります琵琶湖を抱える滋賀県としては、琵琶湖が近接する若狭湾岸の原発に対して、万一、放射線に汚染されるそのような危険性を特に切迫したリスクとして感じております。県の琵琶湖環境科学研究センターにおいて、万が一の事故の場合の琵琶湖への影響を調査しております。また、この調査結果をもとに、滋賀県だけでなく関西広域連合とも連携して、防災、減災対策を充実していきたいと考えております。

一方、国においては、原子力規制委員会の方で、7月に新たな安全基準が策定されるということでございます。現在検討を続けておりますが、シビアアクシデント対策などを盛り込んだ厳格な内容となる見込みでございます。原発が抱えるリスクを再び現実のものとしないうるためにも、原子力規制委員会には、安全性について厳密な審査を行っていただくよう、今後も機会あるごとに県としても求めていきたいと考えております。

一方で、県としましては、すでに原発は稼働しているわけです。県民の命と生活を守るための原子力防災対策を、一層充実させる必要がございます。昨年度には、県独自の放射性物質の拡散予測

シミュレーションを実施いたしましたして、国に先駆けて最大 43 キロの「UPZ」地域、地域防災計画に盛り込ませていただきました。今年度は、原子力規制委員会による原子力災害対策指針に基づきまして、防護措置の基準の見直しや、救助・救急対策、また、災害警備対策、緊急被ばく医療などを中心に計画のさらなる充実を図るべく、見直し検討委員会を設置いたしまして、京都大学防災研究所の林教授を中心に合計 3 回にわたってご検討をいただいて参りました。その間、11 月には長浜市において原子力防災フォーラムを開催したほか、県のホームページでも県民の皆さんから幅広くご意見を伺ってまいりました。

本日は、こうした県の取り組みを踏まえまして、皆様に計画の修正案をお諮りさせていただきたいと思っております。

なお、来年度におきましても、国の動きを注視しながら、PPA対策やモニタリング計画、広域避難計画などの検討を進めていく予定をしております。

少し長くなりましたけれども、地震を始めとする自然災害、および原子力災害に対する県民の皆さんの不安を払しょくし、安全・安心を確かなものとするため、今後も国、関係機関の皆様と連携をしながら、地域防災計画のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。委員の皆様におかれましては、ぜひとも活発な御議論を賜りますようお願いを申し上げます。少し長くなりましたけれども、私の挨拶と状況説明とさせていただきます。

本日、どうかよろしく願いいたします。

## 2. 事務局報告

### 事務局

---

- ・ 出席者数が滋賀県防災会議条例の規定による定足数を満たしており会議の成立を報告
- ・ 災害対策基本法等の改正等に伴う 9 名の新委員を紹介
- ・ 滋賀県防災会議条例の規定により、知事に議長を依頼

## 3. 議 題

### 議長 嘉田知事

---

それでは、議事を進めさせていただきます。

本日の議題は、「滋賀県地域防災計画」の修正についてでございます。事務局の説明を求めます。

### 事務局

---

それでは、議題(1)の「滋賀県地域防災計画の修正」について説明させていただきます。

修正案の内容説明に入ります前に、まず、平成24年6月27日に公布、施行されました災害対策基本法の一部改正につきまして、お手元の資料 1「災害対策基本法の改正の概要について」により、説明させていただきます。

この改正は、中央防災会議に設置されました「防災対策推進検討会議」の中間報告等を受けまして、東日本大震災の教訓を生かし、大規模広域な災害に備えるため、まず可能なところから措置されたものでございます。改正の大きなポイントといたしましては、3点ございます。

まず1点目です。「大規模広域な災害に対する即応力の強化」でございまして、東日本大震災では、市や町の行政機能が著しく低下し、情報収集等に支障をきたした事例があったことを踏まえまして、国・地方公共団体における情報共有や連携等について規定されるとともに、被災した地方公共団体への人的支援を強化するため、地方公共団体間の応援規定につきましても、都道府県による調整規定の拡充や、対象業務の拡大がなされたところでございます。また、各防災機関は、あらかじめ地域防災計画等において、この相互応援や広域での被災住民の受入れを想定する等の措置を講ずることについて、努力義務が初めて規定されたところでございます。

2つ目でございます。「大規模広域な災害に対する被災者対応の改善」といたしまして、災害時に必要となる備蓄物資等が不足する場合は、市や町は都道府県に対し、物資等の供給を要請できること等が規定されました。また、市や町の区域を越えた、広域での被災住民の受入れが円滑に行われるよう、被災住民の受入れ手続に関する規定も新設されたところでございます。

3つ目でございます。「教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上」でございまして、国民の防災意識の向上を図るため、住民の責務として、災害教訓を伝承することが明記されたほか、国や地方公共団体等において防災教育を行うことが努力義務とされたところでございます。また、地域防災計画の策定にあたりましては、女性・高齢者等、多様な主体の意見を反映できるよう、防災会議の委員に、自主防災組織を構成する方々や学識経験者を任命できることとされたところでございます。

それでは、続きまして、修正案の内容について説明させていただきます。

「資料2 滋賀県地域防災計画修正案の概要」をご覧ください。

最初に、滋賀県地域防災計画の風水害対策編、震災対策編、事故災害対策編につきましては、東日本大震災以降、県で検討や取り組みを進めてきたことや、国の災害対策基本法および防災基本計画の改正を反映して修正を行うものです。

前回、平成23年12月の修正におきましては、東日本大震災で明らかになった課題のうち、避難所におけるペット動物の適正な飼育についての支援、それから、アレルギー対応の食料備蓄の実施など、直ちに可能な対応について、反映させていただいたところでございます。

今回の主な修正項目について、1つ目でございますが、「民間の物流事業者等の施設・ノウハウを活用した救援物資等の確実、効率的な供給体制の構築」につきましては、関係団体や企業を含むワーキンググループを設置いたしまして、物資等の調達・輸送・保管・配分等、効果的な供給体制について検討を進めてまいりました。

陸上輸送拠点等に民間の倉庫等を指定し、拠点として利用することでございます。現在の輸送拠点は県等の施設を指定していますが、例えば屋根が無いなどのいろんな課題がございました。そういったことを受けまして、民間の倉庫や物流拠点等を利用できるよう、今日15日でございますが、一般社団法人全国物流ネットワーク協会、それから滋賀県倉庫協会、と新たに協定を結ばせていただきました。また社団法人滋賀県トラック協会とも協定の結び直しを行わせていただいたものです。関係の機関の皆様方、本当にありがとうございました。

それから、これを受けまして、災害対策本部に民間の物流事業者を中心とした輸送調整所を設置し、発災当初、被災地に、確実に物資を送り込むための、そのための輸送の実施についても記載をしたところでございます。

また、燃料供給計画ですが、東日本大震災でも、これが活動の困難の一因となったこともござい

ますので、今後、石油関係団体との協定締結につきましても策定を進めてまいりたいと思っております。

2つ目でございます。「広域避難に係る仕組み、避難者への支援体制づくり」についてですが、他の市や町、他府県からの避難者受入計画の策定について明記したところです。

また、広域避難所の設定、県による広域避難所設置についても検討させていただきたいと思いきまして、このあたりを検討項目として記載をさせていただきました。

また、広域一時滞在の実施方針を記載しまして、さらに県外避難者の受け入れ、避難者への支援についても記載したところございます。

3つ目でございます。「災害時要援護者対策の強化」でございます。

滋賀県社会福祉協議会を指定地方公共機関として指定させていただいたところです。また、市や町による避難支援プランの策定を明記し、避難支援で行政の保有する災害時要援護者名簿を活用することも明記させていただきました。さらに福祉避難所の設置、旅館・ホテル等の借り上げによる多様な避難所の確保、要援護者の輸送手段の確保についても明記したところがございます。

4つ目でございます。「県の災害対応体制の強化」ということでございますが、被害が甚大な市や町がでた場合に、情報収集等のため県から連絡員を派遣することを明記しました。これは災害対策基本法の改正も受けまして、甚大な被害の発生等により、当該の市や町からの被害状況の報告を得ることができない場合に、県から情報収集のための連絡員を派遣し、県自らが情報収集を行うことを明記させていただきました。また、関西広域連合の「関西防災・減災プラン」に基づく応援、受援についても記載をいたしております。

5つ目「災害ボランティアへの対応強化」でございます。東日本大震災では、災害ボランティア活動の重要性と共にその調整の必要性が課題としていわれたところです。この25年4月から県災害ボランティアセンターを常設し、平時は市や町ボランティアセンターの活動体制づくり等の支援を行っていただきますが、災害時には県と県社協が協力して非常時の体制を敷き、ボランティアのニーズ把握、その情報発信など、ボランティアの受け入れや派遣にあたっての調整を実施する体制を構築してゆくことを追加しております。

6つ目「防災活動や地域防災計画の策定への女性の視点の反映」でございます。女性の参画等、男女共同参画の視点に配慮した防災の推進でございます。東日本大震災の避難所の運営では、管理者に女性が少なかったということで、例えば女性専用の物干し場や更衣室が無かったということがございました。避難所における安全確保の点でも、女性の視点での配慮を行うことを明記させていただいたところがございます。

7つ目でございます。「災害警備活動等の充実・強化」。県警察による平常時からの体制整備のため「災害警備実施体制の整備」と「治安の確保および交通対策」の節を新設しまして、警備計画および交通規制計画の充実を図るものとしております。防災上特に重要な県有施設として、交番・駐在所を追加し、その耐震化の促進を図ることとしております。さらに災害応急対策においては、住民の皆様方への情報伝達、要援護住民の避難誘導、検視活動、遺族への心のケアといわれるグリーフケアでございます。治安の確保等を追加していただいたところです。さらに、復旧・復興に関する全ての事務作業等について暴力団排除を明記させていただきました。

8つ目として、その他でございますが、近い将来起こるだろうといわれております南海トラフの巨大地震でございますが、内閣府におきまして「南海トラフの巨大地震モデル検討会」の報告をされました。この中で、県内での市や町の最大推定震度につきましても、6強というのが示されたと

ころでございます、この情報を参考として記載させていただこうと思っております。

それから、滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画の修正を反映いたしました。

また、先の震災の慰霊式でも、天皇陛下からお言葉を賜りましたけれども、過去に発生した災害に関する言い伝えや教訓・伝承を後世に継承されるように努めることについても追加をいたしております。本県では、昨年度、防災教育の強化を図るために「地域で育む防災・防犯しがっこガイド」というガイドブックを作成しており、教育委員会と共に学校の先生向けの研修会を実施したところです。

それから、自然災害や原子力災害、またテロ、新型インフルエンザ等々の危機管理の拠点として危機管理センターの具体化に伴う概要、機能等についても記載させていただきました。こちらについては、後ほど詳しくご説明させていただく予定です。

また、県による地震被害想定調査ということで、今年度・来年度の2年間に分けて調査を実施しております。こちらにつきましても、後ほど詳しく説明させていただきます。

それから、災害応急対策計画に「帰宅困難者対策」の節を新設いたしました。

これらのことにつきまして、風水害対策編、震災対策編、事故災害対策編の各編毎に、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画に分けて記載する諸計画について、見直しを行ったところでございます。

なお、具体の記述修正箇所につきましては、「資料2」の3ページ以降の「各編修正要旨」にお示しさせていただいております。説明は省かせていただきます。

(事務局説明者交代)

では、引き続き、説明させていただきます。

「資料2 - 4」をご覧ください。「滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)修正案の概要」という資料でございます。それから次のページの「滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正案について」。そして、「県民の皆さんからのご意見への回答」でございます。

そして少し大きな冊子になってますが、「資料6 滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)」、これが本編になります。この資料をご覧くださいながら、お聞きいただければと思います。

まず、「資料2 - 4」で大まかな説明をさせていただきます。

この「原子力災害対策編」といいますのは、滋賀県地域防災計画として、それぞれ「震災対策編」や「風水害等対策編」などがあるうちの1つです。これは平成13年度からあるのですが、福島事故を受けまして、昨年度、大きく見直しを行ったところでございます。

今回、国の「防災対策指針」の改定により、新たに策定されました「原子力災害対策指針」の内容を盛り込んだ形で、昨年度に引き続き修正をしようとするものでございます。

「原子力災害対策指針」は、昨年10月31日に策定されまして、2月27日に改定がございました。その中で反映できるものは、今回すべて反映させようとして進めてきたところです。この見直し検討に当たりましては、見直し検討委員会の先生方にも色々ご協議をいただいて、その中身を反映したものでございます。

変更点でございますが、「資料2 - 4」の修正ポイントをご覧ください。

まず1つ目、「防護措置基準の設定」についてですが、今回、国の「原子力災害対策指針」の中で示されたものです。今までは、等価線量に基づく予測を基準とするということで、測定器で測った実効線量でもって避難などの判断をすることにはなっておりませんでした。したがって、皆さんが

測定器を買ってきても、それで避難していいのかどうか判断できないというようなところがございます。それを国の原子力規制委員会が見直しをされました。

少し難しい言葉ですが、「O I L (オアイル) 1」。これは避難しなければならない数値ということで、実効線量が1時間当たり500マイクロシーベルトになりましたら、直ちに避難をしようというものです。

あるいは「O I L 2」。これはもう少しレベルの低い数値ですが、実効線量が1時間当たり20マイクロシーベルトの数値が示された地点は、一週間以内に一時移転を検討していく指標ということで、基準が示されたところがございます。私どもも、これを計画の中に反映するというので、今回の計画の見直しの中に盛り込ませていただいたところです。

資料一番下の表がございますが、「原子力災害対策指針の防護措置判断基準(案)」でございます。今、最初の2つは説明させていただきましたが、それ以外にも「O I L 3」、「O I L 4」というような形で基準が定められたところがございます。

その他に追加されました主な項目として、1点目「救助・救急対策計画」ということで救助・救急活動資機材の整備でありますとか、陸上あるいは空からの救助・救急対策を盛り込みました。

2点目でございますが、「災害警備対策」ということで、災害警備をする上での体制の整備、主に情報収集、治安対策の確保など、特に警察のご協力を得ながら進める部分、警戒区域を設定した場合の周知、住民の避難誘導、それから交通パニックを押さえるための交通対策などをしっかりと盛り込みました。

3点目でございますが、「緊急被ばく医療計画」ということで、医療体制も整えていこうということで、被ばく医療体制の整備を始めたところがございます。

次にカッコ書きの 印に書いてございますが、初期・二次等被ばく医療機関といたしまして、12の医療機関を指定させていただいたところがございます。

これにつきましては、資料右側にイメージ図がございまして、真ん中に「避難所」と書いてありますが、避難所で具合が悪くなった方は、まずは救護所へおいでいただいて、状況によりまして初期被ばく医療機関へ搬送する、あるいはそこでより重度な状態であることが判明しましたら、二次被ばく医療機関へ搬送する。そこで、さらに重症ということであれば、三次被ばく医療機関、これは広島大学でありますとか、千葉の放射線被ばく研究所等に行くということになります。県内の二次被ばく医療機関としては、長浜日赤を考えております。そのような形の被ばく医療体制を整えようとしているところがございます。

そして、4点目としては、広域避難でございます。特に、事故が起きて、滋賀県に一番近いところで、敦賀原発から13kmに県境がございます。そのため、もし事故が起こったとき、場合によっては避難をしていただく必要が生じることが想定されます。そこで、まずは方針を決めよう。まずは県内の避難先ということで、高島市、長浜市が一番原発に近いところですし、UPZの範囲にも入っているということで、まずはこれらの地域の住民の皆さんがどこへ避難するのかということをおある程度想定して、計画づくりの中に反映していただくということで、高島市、長浜市が地域防災計画をつくれるうえで、より具体的に動けるように、具体の市の名前を記載し、大津市、草津市、東近江市、甲賀市を中心に調整を図るという記載にさせていただきました。これは被害の状態、事故の状況によりまして、必ずここということではございませんが、まず計画をつくるうえで具体的に市名を示させていただいて、長浜市、高島市の計画づくりにも反映いただくということで検討させていただきました。

また、もっと大規模な事故を想定し、県境を越えた広域避難について検討することも必要であることから、他府県、特に関西広域連合との調整を視野に入れて、考えていこうとしています。

それから次のページをご覧くださいなのですが、今後の検討事項というものがございます。

国の指針にもまだ定まっていない内容がございまして、それは、次の4項目に集約されるのではないかと考えております。

まずは、「緊急時モニタリング等のあり方」ということで、具体的にどのような形でモニタリング体制をとっていくのか、特にSPEEDI(ｽﾍﾟｰﾃﾞｲ)を使ったやり方であるとか、モニタリングポストをどれくらい維持して、緊急時の電源対策などを含めて、今後のモニタリング体制のあり方をしっかり示していただきたい。それを次の計画改定の中で盛り込んでいくということです。

2つ目は、原子力災害事前対策として、PPA(ﾌﾙｰﾑ通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域)ですが、放射性物質は雲のように流れてくるので、その雲状のﾌﾙｰﾑが流れている間は、放射線量の数値が高くなって、通過してしまいますと地面に落ちた程度により放射線量が変わってまいりますので、その対策をどうするのかということで、国においてその判断基準を定めていただければ、それを計画に盛り込んでいきたいと考えています。

それから、県域を越える避難を想定した広域避難計画の検討も、今後、考えていかないといけないと思います。特に立地県である福井県の動き。滋賀県にも避難してこられる可能性がありますので、福井県からの避難体制の問題や滋賀県から他府県への避難なども想定して、関西広域連合との協議というのにも必要になってくると考えております。

それから、4つ目に、緊急被ばく医療のあり方ということで、医療体制の部分は先ほど、説明させていただきましたように、病院の体制などを整えてまいりましたが、特に安定ヨウ素剤の配付方法や服用方法について、副作用や医師の手当ての関係がございまして、安定ヨウ素剤は医薬品ですので、食べもののように配付するというものではなくて、医師の処方が必要だということになってまいります。それによりまして、服用の要否の判断など、非常に複雑な部分がありまして、まだしっかりとした服用基準が出来上がっていない状況があります。

これらの点について、国の指針に盛り込まれた段階で県の計画にも反映していきたいと考えております。

原子力災害対策編の今回の改定につきましては、以上のとおりでございます。

どうぞ、よろしく願い申し上げます。

## 議長 嘉田知事

ただ今の事務局からの説明、大きな2つのテーマがございまして、1つは今回の防災計画修正の基本的考え方でございます。それから2つ目は「原子力災害対策編」、去年の3月26日に作らせていただいた、そのあと1年間かけての修正の結果でございます。

是非とも、今の段階でわからないところなり、あるいは何らかのご提案等ございましたら、お願いをしたいと思います。

実はこの会議、先ほど申し上げましたとおり、これまで委員定数50名の枠で、女性が私一人だったのですけれども、国の方の方針もあり、今回女性の委員にも参加をいただきましたので、どうでしょうか、看護協会の石橋さん、看護という面から何かご意見などございませんでしょうか。特に緊急被爆医療などは、まだ国の方が方針を決めてないので、県としてもまだ決定はできていないんですけれども、何でも結構です。ご意見をいただけましたら幸いです。

## 滋賀県看護協会 石橋委員

ご指名、ありがとうございます。このたび私どもの方もこちらの会議に是非とも参加をさせていただきたいというような願いをしたところなんですけれども、私たちの職の団体におきましては、お産のこともございますので助産師の災害対応マニュアルなどを作成、独自のものを作ったりしてるんですけれども、またそのようなものを、県の方でも参考にしていいただけたらと思ったりいたします。

このたびは、今、修正を聞かせていただいたときに、女性と言うところを取り上げていただいたところは、大変ありがたいなと思いました。私共も、災害支援ナースと言いまして、直ちにそういうことが起こりましたら、特にスペシャリストの、感染のことだとか、あるいは糖尿病のことだとか、インシュリンの注射のこともございますので、そういうときに真っ先に飛んでいって何か支援ができないかということで、そういうスペシャリストのものが災害支援ナースとして登録しております。101名のものが登録して、何かがあれば直ちに支援に伺いたいというような体制を整えているところでございます。

いま、ご説明いただいた修正案は、本当に微に入り際に入り、よく審議いただいた内容かと思いき感心いたしました。ありがとうございました。

## 議長 嘉田知事

前触れもなく、突然に聞かしていただきまして、失礼しました。

薬剤師会からは横山さんにご参加いただいているのですけれども、いかがでしょうか。

## 滋賀県薬剤師会 横山委員

発言の場をいただきましてありがとうございます。薬剤師会として、ご協力できる点があるとなれば、先ほどご説明いただきました緊急被爆医療における安定ヨウ素剤の服用時などのご協力かと思うんです。安定ヨウ素剤というのは劇薬に指定をされておりまして、もちろん医師の処方のもと、薬剤師が調剤し服用していただくというのが本来、建前であろうと思うんですけれども、ヨウ素剤というものは早く服用してこそ意味のあるものだと思いますので、被爆医療の会議ではその辺をよく検討していただきたいと思います。

## 議長 嘉田知事

ありがとうございます。

社会福祉協議会は、福島から避難の方を受け入れて、お世話もいただいているんですけれども、谷口さんいかがでしょうか。

## 滋賀県社会福祉協議会 谷口委員

ありがとうございます。今回の会議の中で、社会福祉協議会の関係している部分では、一つは要援護者対策のところ、積極的な、助かる命を助けるということで見直しをしていただいていると思います。災害はいつ起きるかわからないというのは、いつも知事もおっしゃっていることですが、昼間、地域にいらっしゃる方は、女性の方が割合としては多いと思います。世代でいうと高齢者の方たちになりますけれども。昼間の災害のときに、気がついて動ける、その日頃からの声かけの活動、それから避難所運営、避難所に移ったときには避難所の運営を自治会長さんたちが中心となっ

てされますけれども、その中でボランティア、それから福祉委員という形で、女性の方たちが声を出して、なかなか届きにくい声を支援につなげていくという役割をずいぶん果たせると思いますので、今回の委員に女性が入らせていただいたということもそうですし、これからの地域でのいろんな取り組みの中で生かしていきたいと思っております。

#### 議長 嘉田知事

---

ありがとうございます。

ほか、皆さん、今回のこの修正案に対するご意見……。どうぞ。

#### 滋賀県医師会 越智委員

---

滋賀県医師会でございます。非常によく練られた計画と思うんですが、ちょっと現実に医師会として、また医師として動くにはちょっと体制に欠けているような感じがいたしました。DMAT(ディーマット)という言葉が随所に入れられているんですが、JMAT(ジェーマット)、日本医師会の医療チームといった言葉が一回も入っていない。これは、各3師会あたりから事前にそのメンバーを全国に登録をさせていただいております。これでチームを作って、急性期にはちょっと間に合わないかもしれませんが、発災後3日目以降には活躍できるような体制を実現できるように検討しているところです。滋賀県医師会のメンバーのうち4割近くが登録をし、また各課にもまたがってやっておりますので、3日目以降の医療体制の充実ということから考えますと是非記載をしていただきたい。

それから、東日本大震災の時に何が一番困ったかという情報、我々が担えるのは医療情報であろうというふうに考えております。DMATが入ってくるのにはどんなに早くても3時間はかかります。その3時間の空白を埋めるのは、各地に散らばっている開業医だと思います。つまり、医師会、そういうところからの情報収集をする手だてをどこかに盛り込んでいただきたいと思っております。以上です。

#### 議長 嘉田知事

---

ありがとうございます。先ほど事務局の方からご説明させていただきました様に、今後の検討事項として、緊急時の被爆医療というのはございますけれども、ただいま、越智先生からは、3日目以降ということと、それから開業医の皆さんの情報ということで、ご提案がございました。これにつきましては、またしっかりと反映をさせていただきたいということで受け止めさせていただきたいと思っております。特に開業医の4割の方に登録をいただいているというのは頼もしいことでございますので、今後しっかりと反映させていただきたいと思っております。

ほか、いかがでしょうか。

事務局の方から、今の皆さんのご意見に対して、ございますか。

#### 事務局

---

貴重なご意見ありがとうございました。

災害医療の問題につきましては、医務薬務の職員に確認をさせていただきましたところ、災害医療のマニュアルにつきましても平成25年度に整備させていただきたいと、マニュアルを整備したのちに、防災計画にも反映させていただきたいというふうに考えさせていただいております。ありがとうございます。

## 議長 嘉田知事

---

はい、いま確認いたしましたように、まず医療部局の方で決めさせていただいて、その後この地域防災計画に反映させていただくということで、段階的に対応をとらせていただきたいと思います。ほか、いかがでしょうか。どうぞ、町村会の村西会長さん。

## 滋賀県町村会 村西委員

---

災害時要援護者対策に計画について、県のお考えを聞きたいのですけれども。

資料3の地域防災計画（風水害対策編）141ページに「災害時要援護者対策計画」というのがあります。先ほど社会福祉協議会の方からも申されましたけれども、我々もこれが非常に大事な点と。東北の災害の反省からも、備えをせなあかんと思ひまして、市、町では、まずは災害時要援護者の名簿づくりをしております。なかなか思ったように進んでおりませんが、名簿に登載をためらう人とか、個人情報の問題とかあって、必要な人が十分に登載されていないといった状況であります。

もう一つ、この141ページの下から2つ目のところに、「避難所に指定する公共施設については、これこれを備えようと」とあるのですけど、その福祉避難所の指定、これがなかなか実際問題としては難しい。例えば、老人ホームにおられる方を避難させるときにどこへ避難してもらうかということ。在宅で動けない人、要するに要援護者名簿を作っている人たちを受けてもらうのも、老人ホームあたりが一番いいとは思うんです。学校の体育館ではなかなか対応ができない。そうなりますと養護学校であるとか、老人ホームであるとか、そういったマンパワーもあって設備もあるというところが必要だと思ふんです。この指定をするにあたっては協定も必要で、市町も当然支援体制をとっていく必要もあるし。指定の問題と、そういう支援、協定についてのお考えについてお聞きしたいのですけど。

## 議長 嘉田知事

---

はい。名簿づくりと避難所の指定について、この2点、事務局でコメントをお願いできますか。

## 事務局

---

まず、避難所の指定でございますが、これについては基本的には市町のほうでお願いしたいと考えております。指定にあたりましていろんな課題もあると思ひますので、それについては相談いただければと考えております。

また、要援護者名簿についてでございますが、確かに名簿はなかなか作成することができないということがございます。ただ、今回、国の方で法改正をされようとしており、その中で、災害時要援護者名簿については、市町で策定することと、併せて、平常時から自治会や社会福祉協議会などと情報を共有するというので、法改正がされようとしている状況でございます、そういったことをふまえて対応をしていきたいと思ひます。

## 滋賀県町村会 村西委員

---

個人情報の問題、今、法改正の中で何らかのというのは私共も聞いております。それはそれで法律の方の対応がなければならぬかなということですが、もうひとつ、福祉避難所の指定です。これ

がなかなか。一方的に市町からの指定といったって、やっぱり受け入れてもらう方にもそれなりの対応等が必要であって費用がかかる。で、県としてもそういう指定のされる可能性のあるところにきちんと説明をしていただかないと。市町が、あなたのところお願いしますと一方的に言ったって。だって自分のところが被害を受ける可能性がある、そのときはまた、どこへ私共行ったらいいんですかということにもなってくるので、その辺の考え方をきちんと検討しておいていただきたいなと思います。

**議長 嘉田知事**

---

事務局の方は、今の段階での説明ございますか。

では、健康福祉部の方からお願いします。

**県健康福祉部**

---

福祉避難所の指定の関係ですけれども、現在 19 市町のうち 11 市町がすでに福祉避難所をいくつか指定しておりまして、施設数といたしましては 176。平成 24 年 9 月 30 日現在ですけれども、一番多いのが児童福祉施設で 46、その次が高齢者施設で 41、そのほか障害者の施設とか、小中学校とかそういったところに対して指定なり協定をしているということでございますので、それぞれ市町において、そういった状況で進められているということでございます。

**議長 嘉田知事**

---

はい、今日のところは計画でございますので、具体の運用は、それぞれの状況に応じて進めていただけたらと思います。

他にご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、「滋賀県地域防災計画の修正」について、お諮りをさせていただきたいと思います。ただ今いただきましたご意見につきましては、今後、具体的に、段階的に対応させていただくということで、事務局案の「滋賀県地域防災計画の修正」、事務局案どおりということで御異議ございませんでしょうか。

【「異議なし」の声】

ありがとうございます。「異議なし」のお声をいただきましたので、この修正案につきましては事務局案のとおり修正をさせていただきます。ありがとうございます。

#### 4. 報告事項

**議長 嘉田知事**

---

次に報告事項に入らせていただきます。

まず、1 点目の「滋賀県環境放射線モニタリングポスト」について、事務局の方からの説明をお願いします。

**事務局**

---

資料の方は、一番最後の「資料 7」でございます。4 項目ございますが、モニタリングポストに

つきましては、「資料7 1」で説明させていただきます。

滋賀県の整備状況ですが、平成24年度に整備を進めてまいりまして、現在9基のモニタリングポストが稼働しております。そして、あと6基、今年度中に整備を進めているところでございます。

資料の裏面をご覧いただきたいのですが、地図がございまして、今、申し上げました9基が黒いマークの部分でございます。主に琵琶湖周辺の街中の平常時の空間放射線量を測定しております。そして北部の地域に集中して6つ、白いマークがございまして、福井にございまして原子力発電所から30km圏内に、防護用ということで6カ所の整備を進めており、4月から稼働の予定でございまして。

資料のおもてに、整備を進めている6カ所のモニタリングポストの概要がございまして。左側にありますのが、測定局1カ所の写真ですが、こちらで測定をいたしまして、県内6カ所から専用回線で県庁の統制局にデータが送られてきて、その測定データは2秒ごとに蓄積されることになっております。その蓄積されましたデータは、ホームページで10分ごとに状況を公開、表示していくということで、平常時は、このホームページでご覧いただけますし、また、緊急時には対策の資料として活用させていただきたいと考えております。

もう1点は、今年度、測定局にも住民の方にご覧いただけるように、測定数値を表示するための装置を設ける予定をしております。

この他に、現在、モニタリング車が2台、高島地域、長浜地域で、それぞれ活動しております。このモニタリング車もあわせて、環境放射線の測定を行っていきます。

以上でございます。

## 議長 嘉田知事

---

はい。「モニタリングポスト」についての説明を事務局からさせていただきましたけれども、実は先日来、停電の時の電源が十分整備されていないという御指摘をいただいております。ここにつきましては、まずは財源的にも、また基準についても国の方も全く示してないので、国に要望をさせていただきながら、次の段階で、県として責任を持って、電源について対応してゆく、ということで今、進めております。

次に、「滋賀県危機管理センター」、「滋賀県地震被害想定調査」、「平成25年度近畿府県合同防災訓練」の3点について、事務局から報告をお願いします。

## 事務局

---

それではお手元の「資料7-2」から「資料7-4」まで、一括して説明をさせていただきます。

まず最初に「滋賀県危機管理センター」についてでございます。

昨年の防災会議でも説明させていただきましたが、昨年、平成24年3月に基本計画を策定しまして、現在それに基づき、整備を進めているところでございます。

まず、危機管理センターの整備目的ですが、地震や風水害などの自然災害はもとより、テロや新型インフルエンザ、あるいは原子力事故等、様々な危機事案への対応拠点として整備をするものでございます。

次に施設概要ですが、まず立地場所につきましては、県庁本館と公館の間の旧警察本部跡地、現在は駐車増となっておりますが、この場所に整備をいたします。また、本館の2階と危機管理セン

ターの2階の間を連絡通路で結ぶ予定をしております。建物につきましては免震構造の5階建てで、延床面積は約5,500平方メートルでございます。

センターには、諸室といたしまして、緊急初動対策班や関係機関が参集し、被害状況や対応状況に関する情報の収集や対策の立案を行いますオペレーションルーム、また災害時に関係機関に入ってください、活動の拠点となります災害対策室、その他、本部員会議室やプレスセンター、防災危機管理局の執務室等を設置いたします。

設備としましては、電気や水道等のライフラインが被害を受けた場合でも施設の機能が停止しないよう、自家発電機や太陽光発電、防災井戸等を整備し、また、災害対応にあたる要員の水、食料等を備蓄するための倉庫も設置いたします。

また、センターの整備と併せまして、防災情報システムおよび防災行政無線の更新を行い、防災情報機能の充実を図ってまいります。

そのほか、平常時におきましては、地域防災力の向上を図るということで研修交流機能を持たせまして、センターを活用してゆきたいと考えております。

整備のスケジュールでございます。今年度中に基本設計を完了しまして7月末までに実施設計を完了する予定でございます。

その後、平成25年から26年にかけて、センター本体の建築工事を実施いたします。

平成27年度中に、防災行政無線と防災情報システムの整備を完了させ、供用開始する予定をしております。「危機管理センターについて」の説明は、以上でございます。

続きまして、資料7-3「滋賀県地震被害想定調査」についてでございます。

本県では、前回、平成15年に、琵琶湖西岸断層帯や花折断層帯、それに東南海・南海地震について被害想定を行っております。これは17年の4月に公表をしているところです。

今回は、東日本大震災の教訓から、防災対策について、より具体的な検討を行うための基礎資料とするということで、被害想定に着手をしているところでございます。

県内市町や各機関のご協力のもと、前回調査以降のボーリングデータ等を御提供いただきまして、それを再収集しまして、前回調査より詳細度を上げた地盤モデルを用い、地震による揺れ、液状化分布等を推計しているところでございます。

今回調査における想定地震でございますが、5つの内陸活断層地震と、それから、南海トラフの巨大地震について、被害想定を実施する予定としております。次ページに5つの想定対象の内陸活断層の場所について示しております。

来年度、平成25年度ですが、建物被害だけではなく、ライフラインや交通施設の機能障害、それによる影響ですとか、あるいはその復旧についても具体的なイメージを持つために、被害の想定を実施する必要があると考えております。

人的被害については、死傷者・避難者に加えて、倒壊家屋への閉じ込め要救助者ですとか、孤立集落、帰宅困難者等についても同様に追加しまして想定を行う予定としております。

これらの情報を基に、災害シナリオを作成しまして、課題を整理し、関係機関の連携体制の整備のための基礎資料としたいと考えておるところでございます。

本日、ここにご列席の、特にライフラインや交通施設を管理される機関の皆様におかれましては、各施設の具体的な被害想定手法、その公表の方針等について、あるいは関係資料のご提供について、今後、改めてご協力をお願いさせていただきたいと考えております。

また、災害シナリオの作成にあたって、関係各機関のご参画をお願いしたいと考えているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。「滋賀県地震被害想定調査について」の報告は以上でございます。

最後になりますが、資料の7 - 4「近畿府県合同防災訓練」の実施についてでございます。

まず、訓練の概要についてでございますが、この訓練は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」を根拠としておりまして、ここに挙げる6つの訓練を一体的に行う訓練でございます。

また、この訓練は、近畿2府7県の持ち回りで開催されまして、滋賀県では過去、平成7年と平成16年に実施しておりまして、今回で3回目の開催ということになります。

開催時期についてでございますが、今年の10月26日、27日の2日間にわたり実施をします。1日目の26日につきましては、主に緊急消防援助隊による訓練、翌日の27日には、近畿府県、警察、消防、自衛隊など各防災関係機関による合同訓練を計画しております。

開催場所につきましては、東近江土木事務所管内でございます。主会場は近江八幡市の市立運動公園としております。

訓練内容につきましては、ここに示しているとおりでございます。以上、「近畿府県合同防災訓練」の報告とさせていただきます。

## 議長 嘉田知事

---

「県の危機管理センター」それから「地震被害想定調査」、それと、平成25年10月に予定をしております「合同防災訓練」の報告をさせていただきました。

本日こちらにご参画の皆様のご協力、また、さまざまなご参画をいただかないと動かない計画ばかりでございます。この点につきまして、何らかのご意見なり、ご質問がございましたら、遠慮無く出していただけたらと思います。いかがでしょうか。何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

はい。市長会会長の谷畑市長、お願いいたします。

## 滋賀県市長会 谷畑委員

---

すみません。報告事項の中で、ちょっと教えていただきたいのですが、1つは「滋賀県地震被害想定調査」ということで、調査を引き続いて進めていかれるということですが、昨年の末でしたか、週刊誌で「串田式FM地震予報」というものが大きく取り上げられて、琵琶湖周辺での地震ということで地域と日時を特定して報道されていたわけですが、そういった、国の機関以外のところでの地震に対する警告とか注意とかについては、こういった形で捉えられるべきなのかということが一点。

それからもう一点、「近畿府県の合同防災訓練」でありますけれども、先ほどの計画の中でも、関西広域連合での支援計画、また受援体制ということがありましたが、実際、その関西広域連合において、大規模な災害が起きたときにこういった指揮命令系統によって支援がなされるのか、おそらく混乱の中で動いていくのだらうと思いますので、その指揮命令系統、もしくは指揮権の強制力の程度というものがどれくらいあるのか、ということをお教えいただけたらと思います。

## 議長 嘉田知事

---

2点ですね。前半と後半ありますけれども、事務局、いいですか。

## 事務局

---

年末のフライデーの記事でございましたが、そういう報道がされまして、県民の方からの関心も大変に高こうございました。これを私どもはチャンスと捉えました。と言いますのは、滋賀県では幸いにして今まで大きな災害もございません。これをきっかけに、県民の方が家具の転倒防止など、身近なところから防災対策をしていただくといった防災の意識付けになる記事であったとも考えております。

また、私共職員に関しましては、例えば宿日直の体制や、また、幹部は大津に住んでおります。何かあった場合には、全職員あげて災害に立ち向かえるよう、危機管理意識は常に強化してゆきたいと考えているところでございます。

## 議長 嘉田知事

---

2点目については、どうでしょうか。

## 事務局

---

関西広域連合における、応援・受援につきましては、例えば南海トラフの地震が起こった場合には、滋賀県はおそらく応援をする立場ではないかと考えております。大きな災害が起こった場合には、応援に行かせていただくことになると思いますが、どこがどこへ応援をしに行くのか、あるいはどこから支援を受けるのか、ということを含めて、関西広域連合を中心として協議を進めていただきたいと考えているところでございます。

## 議長 嘉田知事

---

谷畑市長、よろしいでしょうか。

ほか、ご意見はいかがでしょうか。

もし、もう、ご質問もないようであれば、報告事項につきましては、これで終了させていただきます。

本日準備しております議題は以上でございます。何か全体に対してのご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、これをもちまして本日の防災会議の議事を終了させていただきます。委員の皆様には円滑な進行にご協力をいただきましてありがとうございました。

この防災計画、万一のとき、実効あるものに、一層育て上げていきたいと思っております。

どうかよろしくご協力の程、お願いいたします。

皆さんどうもありがとうございました。